

平成 20 年 3 月 19 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 竹 文彦



占用許可申請に対する意見書
(野洲川河川公園)

平成 19 年 12 月 4 日付け国近整琵占調第 30 号にて意見照会の
ありました下記占用許可施設の許可に関して、下記の意見及び
要望事項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川河川公園
場 所	野洲市野洲地先～野洲市三上地先 (右岸 8.254 km ~ 10.55 km 地点)
占用施設	健康広場 自由広場 中央広場 陸上競技場 グランドゴルフ場 芝生広場 ゲートボール場 2 面 バレーテニス兼用コート 2 面 テニスコート 5 面
申請者	野洲市
占用面積	139, 181 平方メートル



1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、芝生広場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、自転車歩行者道が設置されている。利用者からの要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチの増設、高木の植栽を実施している。

施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約63,000人でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと考える。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいはず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考える。

よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考える。

このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新が適当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】

①一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。

「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化することで自然に近づけること」をいう。

「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討されること。

②施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。

グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、陸上競技場、野球場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。

- ③「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。
- ④上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。
- ⑤利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

2. 検討の経緯

平成 19 年 12 月 4 日		意見照会書の受理
平成 19 年 12 月 6 日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 委員による意見交換
平成 19 年 12 月 20 日	委員会	申請施設の現地調査 委員による意見交換
平成 20 年 1 月 17 日	委員会	申請者から申請内容についての説明 委員による占用施設の審議と意見交換
平成 20 年 2 月 21 日	委員会	委員による占用施設の審議 委員による意見交換
平成 20 年 3 月 17 日	委員会	委員による意見書（案）の審議

以上